

目 次

○はじめに ～我々の主張	2
．日本型社会主義の現状と問題点	3
(1) 日本型社会主義の現状	3
肥大化する官の支配	3
既得権益を死守する集団の存在 (天下りの存続、掟社会の形成)	5
市民の政治、行政に対する不信感、無関心の拡大	6
(2) 日本型社会主義の問題点	8
高コスト構造の助長 (適正な競争の阻害と効率性の欠如)	8
不振事業の堆積	1 0
財政の肥大化	1 1
多国籍化した日本企業の日本離れと国内の空洞化	1 2
国民意識の低下、活力の減退	1 2
．活力が削がれていく要因	1 4
(1) 日本型社会主義の骨格をなす諸規制と税制	1 4
挑戦心も失せる諸規制の残存【病根 1】	1 4
時代錯誤かつ、つぎはぎだらけの不公平な税制【病根 2】	1 4
(2) 日本型社会主義の諸規制・税制の温存を助長する構造	
～なぜ各論では反対なのか	1 5
政治のリーダーシップの不足【病根 3】	1 5
行政の保守志向と防衛本能【病根 4】	1 7
国民意識の低さ【病根 5】	1 8

．民主導経済の基本理念（日本型社会主義の一掃に向けた行動基準）	1 9
開かれた社会の実現・自立と競争の尊重	
～ 規制・税制の抜本改革、既得権益の排除、自律・フェアプレーの堅持	1 9
民間企業の実践	
～ 真に民間が市民と共生すべし（規制を超えて＋営利を少し超えて）	2 0
信頼できる議会制民主主義の構築	
～ 企業人はもっと政治・行政に加担すべし	2 0
柔軟性のある行政システムへの改革	
～ 公務員の評価システム、柔軟な予算配分、地域主権	2 1
国民意識の変革 ～ 公共心の向上と主体性の発揮	2 2
．改革へ向けた提言	2 3
1．早期に改革を実現すべきもの	2 3
（ 1 ）規制改革から規制排除へ	2 3
（ 2 ）税体系の抜本改革	2 4
2．中期的な観点から改革を進めるもの	2 5
（ 1 ）民意の反映と政治力、指導力の発揮	2 5
（ 2 ）行政のスリム化と行動様式の抜本改革	2 6
（ 3 ）民間による政治、行政への直接参加	2 8
（ 4 ）国民の自立と責任ある国づくりへの参画	2 9

○はじめに ～我々の主張

日本経済は、戦後経験したことのないデフレ状態が続くなか、財政赤字をはじめとする「負の遺産」は我々の意に反して増殖し、経済活動と国民生活に大きな影響を与えている。今やその水準は危険水域に達しており、そこからの脱出が喫緊の課題となっている。政府は、足元の経済情勢に対し、単純な緊縮的改革だけではなく、非伝統的な金融政策や財政政策など、あらゆる経済政策をトータルパッケージとして検討のうえ、早急に実行に移すことが先決である。

しかし、マクロ経済政策を通じて一時的に状況を改善できたとしても、それだけでわが国が再び本格的な成長軌道に乗ることは難しい。わが国が長期低迷する根源的な要因は、「日本型社会主義」とも言うべき、時代錯誤の経済社会システムの残存以外の何ものでもない。わが国の至る所に根深く残存する「日本型社会主義」を打破し、民間が自己責任のもと、自由に競争できる経済社会の実現を図らなければ、わが国の真の再生はなしえない。そこで、経済に対する現状認識を踏まえた上で、以下の2段階を通じて、民間が主体となる経済社会への改革を進めていくべきである。

まずは、民間の活力を減退させ、日本型社会主義の骨格を成している諸規制や税制につき、その抜本的な改革を、政策のトータルパッケージの一環として断行する。これを通じて「日本型社会主義」に風穴を開けると同時に、民間部門を中心とした経済の活性化を促す必要がある。

その上で、中期的な観点から、政治、行政をはじめ、あらゆる部分に潜んでいる「日本型社会主義」の構成要素を着実にはがし、民間が主体となる経済社会システムへと再構築する。

このような基本認識のもと、「日本型社会主義」を一掃し、民間が自由に競争できる経済社会（即ち民主導経済）への改革を実現していくための諸施策について提言する。

．日本型社会主義の現状と問題点

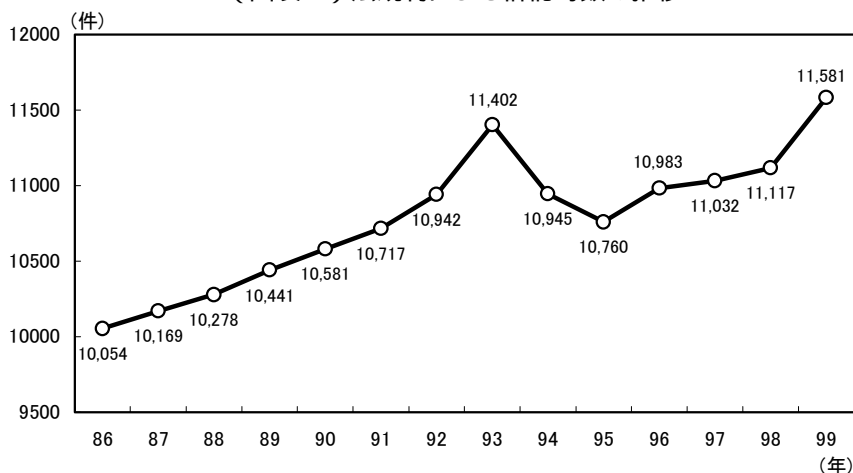
(1) 日本型社会主義の現状

肥大化する官の支配

< 規制～許認可数の推移 >

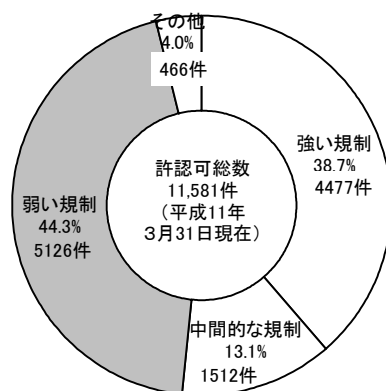
ここ何年にもわたって規制緩和が声高に叫ばれ、通信、航空などをはじめとして、様々な分野で規制緩和が行なわれてきたことは周知の通りである。しかし、法規制などによる許認可数の推移をみると、規制の総数は減るどころか、逆に緩やかな増加を続けている（図表 1）。その内訳を許認可等の用語別に見ると、許可、認可、免許などの強い規制が 4,477 件（全体の 38.7%）、認定、検査、登録などの中間的な規制が 1,512 件（13.1%）、届出、報告などの弱い規制が 5,126 件（44.3%）となっている（図表 2）。これら許認可は、法律が根拠となる場合が全体の約 7 割程度を占めるものの、閣議で決定される政令、大臣が決定する省令、告示や、役所単独で設定できる通達などを通じて国会の審議を経ずに設定されているものも多い。特に通達の場合は、大臣の判断も必要ないうえに官報でも公示されず、当該官庁が任意で設定できるため、官僚の裁量が非常に働きやすくなっている。

（図表 1）法規制による許認可数の推移



資料）総務庁「規制緩和白書」、「許認可等の統一的把握結果について」
注）各年 3 月 31 日時点の件数。2000 年以降は、省庁再編や機関委任事務の自治体への移行などに伴い、調査が実施されていない。

（図表 2）許認可等の用語別内訳



出所）総務庁「許認可等の統一的把握結果について」（平成12年3月）

注）強い規制：許可、認可、免許、承認、指定、承諾など

中間的な規制：認定、確認、証明、認証、試験、検査、検定、登録など

弱い規制：届出、提出、報告、交付、申告など

<公益法人（特殊法人）>

国、地方公共団体は、幅広い領域で事業を運営しており、わが国全体では、特殊法人 78、認可法人 84、公益法人 26,000 にのぼる。これほどの事業を公的部門が担っている国は少ない。さらに、その法人数の多さのみならず、実態についても相当ずさんな状況が窺える。

特殊法人による事業は、希望的観測に基づいた計画をもとに、財政投融资などによる借り入れに依存している場合が多く、直接の予算投入額は少ない。この場合、事業として借り入れが過大な状態が続くと、計画を少しでも下回れば一瞬にして採算の取れない不良事業となる。よって、財政投融资に依存するのではなく、本来は、真に公共がなすべき事業を絞ったうえで、国や地方の予算を投入し、整備をしていくべきであって、多くの公共法人が設立され、それらのほとんどが借り入れによって運営されるというそもそもの発想が適切ではない。

具体例として、昨年の道路関係四公団民営化推進委員会を通じて明るみになった、日本道路公団を始めとする道路四公団の実態を挙げると、道路四公団の負債総額は合計 40 兆 9,000 億円（平成 13 年末）にのぼっており、その償還についても、一定の試算をもとに算出され償還年限が 40～50 年程度というラフな計画となっている。また、仮に交通量の伸びがない場合には、年限が延びるだけでなく償還不能に陥る可能性もある（図表 3）。

小泉首相、石原大臣のもとで特殊法人改革が着手され、このような事実がようやく明るみに出てくるようになったものの、いわゆる族議員や官僚の抵抗もあり、改革の実行は依然として不十分な状況となっている。

（図表 3）道路四公団の債務状況

		負債 (H13年末)	高速自動車国道の 整備計画、首都・阪 神高速の基本計画 等における投資額 (H14年以降)	営業中道路の収支差 (収入－管理費－利息)		現在の料金認可	公団が道路関係四公団民営化推進委員会に 提出した試算	
				H12年度	H13年度		交通量伸びあり	交通量伸びなし
日本道路公団	営業中	27.9兆円	22.1兆円	9,246億円	9,949億円			
	建設中	22.6兆円						
高速自動車国道	営業中	5.3兆円	20.6兆円	9,293億円	9,875億円	現行認可料金 公的助成継続 H55年に償還	現行認可料金 公的助成なし H61年に償還	現行認可料金 公的助成なし 投資額12.1兆円の場合 H62年に償還
	建設中	22.0兆円						
一般有料道路	営業中	17.2兆円	1.5兆円	-47億円	74億円	現行許可料金 資金コスト制度あり 許可条件通り償還 (30～50年)	許可通りの料金 資金コスト制度あり 許可条件通り償還 (30～50年)	許可通りの料金 資金コスト制度あり H59年以降発散
	建設中	4.8兆円						
首都高速道路	営業中	5.0兆円	1.3兆円	715億円	792億円	現行認可料金 公的助成継続 H47年に償還 (50年以内)	料金改定あり 公的助成継続 H56年に償還 (50年以内)	料金改定あり 公的助成継続 H57年末償還有利子負債 2.7兆円
	建設中	4.1兆円						
阪神高速道路	営業中	3.2兆円	1.1兆円	237億円	355億円	現行認可料金 公的助成継続 H44年に償還 (50年以内)	料金改定あり 公的助成継続 H56年償還(阪神圏) H64年に償還(京都圏) (50年以内)	料金改定あり 公的助成継続 H57年末償還有利子負債 4.5兆円
	建設中	0.7兆円						
本州四国連絡道路	営業中	3.9兆円	0.004兆円	-758億円	-655億円	H15年から基本料金 公的助成継続 H57年に償還 (50年以内)	H15年から基本料金 公的助成継続 H57年(有利子)償還 (50年以内)	現行料金据え置き 公的助成H15年以降なし H57年(有利子)償還 H15年に2.4兆円の 債務カットが必要
	建設中	3.9兆円						
合計	営業中	40.9兆円	24.5兆円	9,440億円	10,441億円			
	建設中	33.1兆円						
	建設中	7.8兆円						

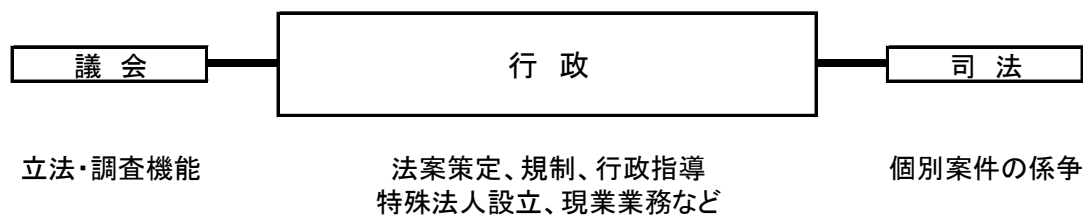
出所）道路関係四公団民営化推進委員会第20回（平成14年9月20日）配布資料

注）営業中の負債は、流動負債と固定負債の合計から建設仮勘定分を控除したものであり、駐車場、有形固定資産等を含む。

<日本の三権分立のウエイト>

わが国では制度上、議会、行政、司法の三権分立となっているが、実態としては、行政機関に機能が集中している。具体的には、行政機関に法案策定・規制・行政指導・特殊法人設立、現業業務などが集中しており、議会は立法・調査機能、司法では個別案件の係争が主たる機能にとどまっている。(図表4)

(図表4) 日本の三権分立のウエイト



出所) 宮脇淳「図解 財政の仕組み」東洋経済新報社 p.76より

既得権益を死守する集団の存在(天下りの存続、掟社会の形成)

中央省庁の課長級以上の天下り(再就職)状況を見ると、平成13年8月からの1年間で、全省庁合わせて1,273人が退職している。そのうち、各省庁が所管する公益法人への天下りは、財団法人が315人(全体に占める割合24.7%)以下、社団法人146人(同11.5%)、特殊法人67人(5.3%)、認可法人38人(3.0%)などとなっている。また、民間企業(営利法人)にも183人(14.4%)が天下っている(図表5)。このように、公益法人や公益法人と関係の深い営利法人(ファミリー企業)、特定企業などへの天下りは、公務員の既得権益として存続することとなる。前頁であげた道路公団の例では、道路四公団のOB計3,460人が1,240社に天下っており、この1,240社のほぼ全社が四公団と取引関係を有している。さらに、天下りOBの受け入れ人数が多いほど、公団からの受注額が多くなる傾向が見られるという。

一方、日本型社会主義の土壌は経済界にも残存している。特定の業界においては、新興企業の参入を排除する傾向が認められ、その内容があまり公に取り上げられないことも相まって、いわゆる掟社会の形成に繋がっている。「業界全体の秩序ある繁栄」、「健全な競争の維持」などの表現に象徴される思想が、掟社会を正当化する一方、今やこの掟が適正な競争を阻害し、国際競争力が低下する一因となっている。

(図表5) 中央官庁における「天下り」の状況

	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	特殊法人	認可法人	財団法人	社団法人	学校法人・宗教法人・医療法人・社会福祉法人	その他非営利法人	営利法人	自営業	その他	退職者合計
会計検査院			4			1		1	5	1		12
人事院	1			1	3			1			1	7
内閣官房	1										1	2
内閣法制局											1	1
内閣府			1	1	9		1	1			3	16
宮内庁					1						3	4
警察庁			1		7	4		3	13		2	30
防衛庁		2	1		14		1	2	4			24
金融庁			1	1		2		1			1	6
総務省	3	1	10	1	27	5	1	2	3		9	62
公正取引委員会						2	1	1	3	1		8
公害等調整委員会					1							1
法務省	4			1	12	1	3	3	9	16	37	86
外務省	2		2		6	1	4	1	7		15	38
財務省	3		14	7	14	9	5	15	32	179	11	289
文部科学省		2	7		4		5		4			22
厚生労働省			7	6	45	26	2	21	3		4	114
農林水産省			5	7	30	23		8	15		22	110
経済産業省		2	4	2	35	11	1	11	13	4	29	112
国土交通省	2	2	9	11	103	61	1	14	69	1	48	321
環境省			1		4				3			8
全府省合計 (全体に占める割合)	16 1.3%	9 0.7%	67 5.3%	38 3.0%	315 24.7%	146 11.5%	25 2.0%	85 6.7%	183 14.4%	202 15.9%	187 14.7%	1,273 -

資料) 内閣官房、総務省「再就職状況の公表について」

注1) 平成13年8月16日から平成14年8月15日までの1年間に、各府省課長・企画官相当職以上で退職した職員の平成14年12月1日までの再就職の状況

注2) 「国又は地方公共団体の機関」は、再任用制度により国家公務員として勤務する場合及び顧問等として退職した負傷に勤務する場合を含まない。

注3) 「その他非営利法人」とは、特定非営利活動法人、中間法人、協同組合、共済組合等を言う。

注4) 「その他」には、他の再就職先区分に分類されない再就職のほか、再就職していない退職者、再就職先の不明な退職者等を含む。

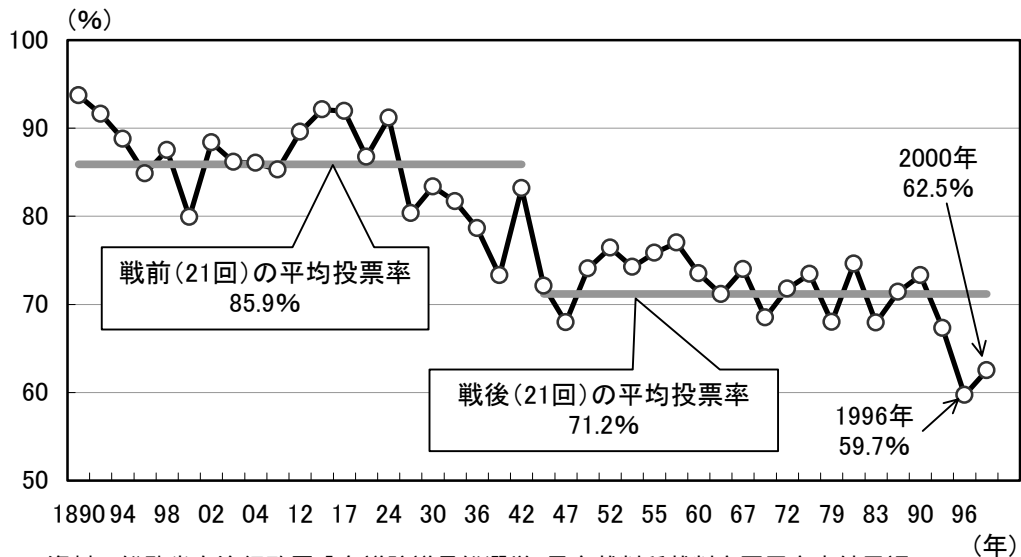
注5) 「自営業」のうち、法務省の16人は公証人、財務省の179人は税理士、経済産業省の4人は弁理士。

市民の政治、行政に対する不信感、無関心の拡大

1890 年に行なわれた第 1 回衆議院議員選挙からの投票率の推移を見ると、政治に対する期待感の低下などを反映して、特にここ数年、低下基調にある。1997 年に公職選挙法が改正され、不在者投票や当日の投票時間の延長など、有権者がより投票しやすくなったものの、2000 年の投票率はさほど回復しておらず、これらの処置がなければさらに投票率が低下していた可能性が高い(図表 6)。

一方、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの 5 カ国で、行政機関、政党・政治家に対する評価を比較調査したデータを見ても、日本は、「行政機関を信頼できるか」、「政党・政治家が社会の役に立っているか」といった項目を中心に、全体的に評価が低くなっている(図表 7)。この結果からも、我が国では政治、行政に対して不信感が強いということが窺える。

(図表6) 衆議院議員選挙投票率の推移



資料) 総務省自治行政局「衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査結果調」
「参議院議員通常選挙結果調」、総務省統計局「日本統計年鑑」

(図表7) 行政機関、政党・政治家に対する評価の国際比較

<行政機関に対する評価(2001年)>

国	項目	%
日本	信頼できる	19.3
	変化に対応するのが早い	7.5
	社会の役に立っている	40.5
アメリカ	信頼できる	46.9
	変化に対応するのが早い	19.6
	社会の役に立っている	58.9
イギリス	信頼できる	26.4
	変化に対応するのが早い	9.9
	社会の役に立っている	47.5
フランス	信頼できる	44.8
	変化に対応するのが早い	8.5
	社会の役に立っている	66.8
ドイツ	信頼できる	42.5
	変化に対応するのが早い	21.2
	社会の役に立っている	48.8

<政党・政治家に対する評価(2001年)>

国	項目	%
日本	信頼できる	5.6
	変化に対応するのが早い	8.7
	社会の役に立っている	20.7
アメリカ	信頼できる	9.5
	変化に対応するのが早い	22.6
	社会の役に立っている	40.9
イギリス	信頼できる	4.9
	変化に対応するのが早い	16.3
	社会の役に立っている	41.5
フランス	信頼できる	9.6
	変化に対応するのが早い	10.5
	社会の役に立っている	48.2
ドイツ	信頼できる	4.3
	変化に対応するのが早い	22.7
	社会の役に立っている	32.7

資料) 電通総研「第6回価値観国際比較調査」

(2) 日本型社会主義の問題点

高コスト構造の助長（適正な競争の阻害と効率性の欠如）

同一業務を公的部門が行った場合と民間が行った場合とのコストを比較すると、公的部門が主体となった方が圧倒的に割高になっている（図表8）。例えば、学校給食業務は、通常1日3～5時間、年間180日程度と通年では発生しない業務であり、民間企業であれば、その時間だけパート、嘱託が担当のに対し、行政が行うと正式採用された職員が担い、働かない時間帯も含めて月給で給与が支払われる。また、ごみ収集業務においても、公立直営の清掃職員1人当りの年間ごみ収集量は、民間職員が収集した場合の約半分と、効率性の悪さは尋常ではない（図表9）。このように、行政が直営で行うと適正な競争原理が働かないため、コスト意識が生じず、業務の効率化に励むといった行動が容易には起こらない。民間が行えば安価で効率的にできることを、なぜわざわざ行政が、無駄なコストをかけて非効率的に行っているのだろうか。

行政の高コスト構造は、高速道路料金など公共による独占価格を通して、民間のコスト高に跳ね返ってくる。いわば行政が日本のプライスリーダーとなっている一面があり、民業圧迫もさることながら、日本の高コスト構造を大きく助長している。

（図表8）行政と民間とのコスト比較

～公立（直営）を100とした場合の民間コストの割合（平成10年度予算に基づき算出）

項目	公・民の コスト比	備考（算出根拠）
可燃ごみ収集	44.6	トン当たり経費
不燃ごみ収集	54.2	トン当たり経費
学校給食	47.4	1食当たり経費
	22.2	職員1人当たり経費 正規職員と嘱託とのコスト比
運転手つき公用車	16.3	キロ当たり経費 タクシーとの比較
学校用務員	29.8	職員1人当たり経費 正規職員と嘱託とのコスト比
学校警備員	28.2	職員1人当たり経費 正規職員と嘱託とのコスト比
	6.1	1校当たり 民間（機械警備）に委託
庁内清掃	47.6	年間経費
電話交換	34.7	年間経費
市役所案内業務	31.6	年間経費
守衛	54.1	年間経費
庁舎警備	58.3	年間経費
体育スポーツ施設	72.0	年間経費 スポーツ振興公社、シルバー人材センター等に委託
文化会館・市民会館	74.2	年間経費 市振興公社等に委託
児童館	44.9	年間経費 社会福祉協議会等に委託
	18.4	年間経費 地元ボランティア等を活用
老人福祉センター	86.1	年間経費 社会福祉協議会等に委託
コミュニティセンター	44.3	年間経費 地域住民組織等
ごみ焼却場	76.0	年間経費
水道事業浄水場	70.3	年間経費
下水道終末処理場	47.6	年間経費
保育所	27.4	園児1人1月当たり単独市費持出額
幼稚園	28.7	園児1人1月当たり公費（県＋市）補助額
学童保育	35.0	園児1人1月当たり市費投入額、正規職員と嘱託とのコスト比

資料）地方自治経営学会「地方行革への手引 公立と民間とのコストとサービス比較」（平成12年4月）

(図表 9) 公のコスト高の要因

(1) 働き量の違い ～民間は公立(直営)の2倍以上よく働いている

- ・ ごみ収集
清掃職員 1 人当り年間ごみ収集量
民間は直営のほぼ 2 倍多い
- ・ 保育所
国基準を超えて設置している保育士数
公立は民間の 2 倍から 3.9 倍も多い

(2) 継続して仕事がない業務にフルタイムの正規職員が当てられている

- ・ 学校給食
通常 1 日 3 - 5 時間
1 年 180 - 190 日
民間はその時間分だけ、パート、嘱託
直営は月給制で働かない時間帯も給与
- ・ 運転手つき公用車
運転しない待機時間にも給与支給
- ・ 学童保育
保育は学校放課後 3 - 5 時間

(3) 単純労務 ～公務員でなくてもできる仕事に、給与の高い正規の公務員が当てられている

- ・ 庁舎管理、学校用務員、警備員等
正規職員 年 700 - 800 万円
嘱託 年 150 - 200 万円

(4) 施設の管理(委託した場合のコスト)

- ・ 地元自治会、住民組織、シルバー人材センター等の
活用により
直営の 2 割から 5 割のコストですむ
- ・ 施設管理公社
役所 O B 職員、パート、嘱託の活用で
直営の 5 割 - 7 割のコストですむ

注) ただし、施設管理公社の中には常勤の公社職員を多く採用し、その給料は市役所職員とほぼ同じ給料表を用いていることがあるが、これでは実質第2市役所である。公社によって定数隠し、人件費隠しが行なわれているといえる。

不振事業の堆積

特殊法人や地方公共団体を中心とした第三セクターなどは、バブル期を中心に様々な目的で各種施設を整備していった。しかし今日、それらの多くがリゾート・福祉系施設をはじめ不振事業となって堆積している。

例えば、厚生労働省所管の特殊法人である雇用・能力開発機構は、2004年3月に独立行政法人へ移行するのに伴い、保有しているリゾート・福祉系施設を地方公共団体へ売却している(図表10)。

同機構が保有する「勤労者福祉施設」は全部で2,070あるが、昨年末までに売却した629施設の売却価格は、1,050円が2施設、10,500円が357施設、105,000円が220施設となっている。自治体が保有する土地に建てられているうえ古い設備が多く、施設を時価鑑定しても解体費用の方が上回るため、国有財産の処分方式を参考に、前述のような売却の最低価格を決めているという。また、同機構が建設費455億円を投じて1998年にオープンした勤労者フレッシュセンター「スパウザ小田原」は、8億円で小田原市に売却された。これら施設の建設費、修繕費などは全て雇用保険料が財源であり、累計で6,500億円が支出されたと見られる。

また、第三セクターの経営実態をみると、自己資本の合計が資本金を上回る「安定経営」の会社数は、全体の48%程度に過ぎない。やはり、第三セクターでも全体の約4分の1を占めるレジャー・リゾート業で、経営不振に陥っている(図表11)。

公的セクターによる事業は、事業に対する期限を持たないケースが多いうえに、行政の無謬性(行政には間違いがないとする認識。従来の政策の一貫性を保たなければならず、後で間違ったと思っても、潔く自ら間違いを認めることができないこと)と相まって、深刻な経営不振に陥るまで何の手も打たれずに放置される場合がほとんどである。

近年、不良債権処理に伴う金融機関への公的資金投入の是非が大きく論じられている一方で、監視の目にあまりさらされることなく、公的な不振事業に税金や雇用保険料などが、毎年充当されていることは由々しき問題であり、これらこそ問題視することが必要である。

また、民間企業と異なり、事業運営に失敗し巨額の損失をもたらした結果となっても、経営責任を問われることが極端に少ない。まして、過去にさかのぼり起案者の責任を問うこともない。このような状況は、血税を管理運営する官の立場に照らしても、決して軽視できないものとなっている。

(図表10) 雇用・能力開発機構の主な福祉施設の建設費と売却価格の一例

施設	建設費	売却価格
スパウザ小田原 (神奈川県小田原市)	455億円	8億円強
中野サンプラザ (東京都中野区)	102億円	50億円で 交渉中
川越勤労者体育センター [武道館](埼玉県川越市)	2,880万円	1,050円
川内農村勤労福祉センター [プール](鹿児島県川内市)	2,770万円	1,050円
尾西勤労青少年センター (愛知県尾西市)	2,750万円	10,500円
木津勤労者体育センター (京都府木津町)	7,960万円	10,500円
昭島勤労者体育センター (東京都昭島市)	9,559万円	105,000円
柏原勤労者体育センター (大阪府柏原市)	9,750万円	105,000円

出所) 日本経済新聞2003年2月19日付朝刊5面
「国の商法～資産売却の裏側」より

(図表 11) 第三セクター業種別財務状況

業種	安定経営		債務超過懸念		債務超過		財務判明 社数合計	財務未詳	社数合計
	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)			
レジャー・リゾート業	165	38.9	166	39.2	93	21.9	424	46	470
不動産・地域開発業	217	49.8	173	39.7	46	10.6	436	33	469
鉄道・その他運輸業	50	40.0	52	41.6	23	18.4	125	3	128
放送業	28	30.4	56	60.9	8	8.7	92	6	98
卸・小売業	85	53.5	59	37.1	15	9.4	159	12	171
製造業	54	59.3	21	23.1	16	17.6	91	7	98
情報サービス業	27	45.8	30	50.8	2	3.4	59	3	62
ガス・熱供給業	17	81.0	3	14.3	1	4.8	21	0	21
農林水産業	33	50.8	22	33.8	10	15.4	65	4	69
建設工事業	5	50.0	4	40.0	1	10.0	10	1	11
その他	140	61.9	64	28.3	22	9.7	226	28	254
合計	821	48.1	650	38.1	237	13.9	1708	143	1851

資料) 帝国データバンク「第24回第3セクター経営実態調査」

注) 財務内容の区分の定義は以下の通り

安定経営 = 自己資本合計が資本金を上回っている

債務超過懸念 = 累損を抱えるなどして自己資本合計が資本金を上回っている

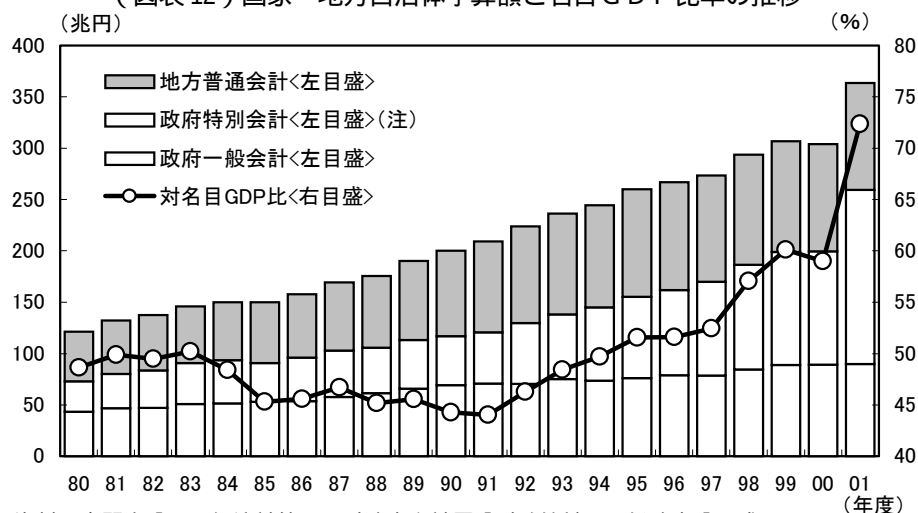
債務超過 = 自己資本合計がマイナス

財政の肥大化

行政の予算は、国の一般会計ばかりが注目されがちであるが、国の一般・特別会計、地方公共団体の普通会計を合わせると、2001年度でGDPの実に70%を上回る規模にまで膨れ上がっている(図表12)。特に政府特別会計や財政投融资では、政府特別会計が382兆6,310億円(平成14年度予算、政府一般会計との重複分を含む)、財政投融资が26兆7,920億円(平成14年度当初計画)と、その規模が莫大であるにも拘らず、国会の予算審議においてもほとんど取り上げられないなど、監視も乏しい上、国民やマスコミの関心も非常に低い。これら、影の部分も含めた予算規模の肥大化は、財政の悪化、官の肥大化の大きな病根となっている。

一方、国、地方を合わせた公的部門の債務残高は、平成14年度末で705兆円程度になると見られる(図表13)。これに財政投融资の残高を含めると1,000兆円を超える規模となり、今後、公債費が発散していくことも憂慮される。

(図表 12) 国家・地方自治体予算額と名目GDP比率の推移



資料) 内閣府「国民経済計算」、財務省主計局「財政統計」、総務省「平成13年度都道府県決算(普通会計)」「平成13年度市町村決算(普通会計)」

注) 「政府特別会計」は、政府一般会計との重複額等を差し引いた額の推移

(図表 13) 政府・地方公共団体等、公的債務残高の推移(兆円)

	1993年度末 ＜実績＞	1998年度末 ＜実績＞	2001年度末 ＜実績＞	2002年度末 ＜補正後＞	2003年度末 ＜予算＞
国	246程度	408程度	514程度	542程度 (494程度)	518程度
普通国債残高	193程度	295程度	392程度	428程度	450程度
地方	91程度	163程度	188程度	194程度	199程度
国と地方の重複分	▲4程度	▲18程度	▲29程度	▲31程度	▲32程度
国・地方合計	333程度	553程度	673程度	705程度 (657程度)	686程度
対GDP比	68. 3%	107. 7%	133. 9%	141. 2% (131. 4%)	137. 6%

資料) 財務省主計局「我が国の財政事情について」(平成14年12月)

注1) 14年度末の()内は、郵政事業特別会計及び郵便貯金特別会計の借入金残高(合計49兆円程度)を除いた場合の数値(両特別会計は14年度末で廃止)。

注2) 14年度末の普通国債残高は、15年度借換国債の14年度における発行予定額(約9兆円)を含む。

注3) GDPは、14年度は実績見込み、15年度は政府見通し。

注4) このほか15年度末の財政融資資金特別会計国債残高は9.6兆円程度。

多国籍化した日本企業の日本離れと国内の空洞化

日本再生に向けて、新産業の創出や外資系企業の誘致が重視されている。しかし、税制や規制が誘致のインセンティブとして機能していない状況が続いている。企業はグローバルな観点から、常に資本の最適立地を図る宿命にある。浪花節だけでは誘致は覚束ない。このような状況が続けば、優良企業であればあるほど日本離れを加速させることとなる。

さらに問題なのは、日本企業が海外で利益を稼いでも、税制面で日本に還流しにくい環境になっていることがあげられる。例えば、香港での法人税率は15%であるが、香港外で得た所得を香港に還流させた場合、税率は7.5%に軽減される。一方、日本の場合は、海外から利益を日本に還流させても、何の優遇もなく、法人税がそのまま課税される。これでは、どの企業もよほどの理由がない限り、わざわざ日本に資金を還流させることなどせずに現地にそのまま資金をプールし、現地での再投資を選択することとなる。

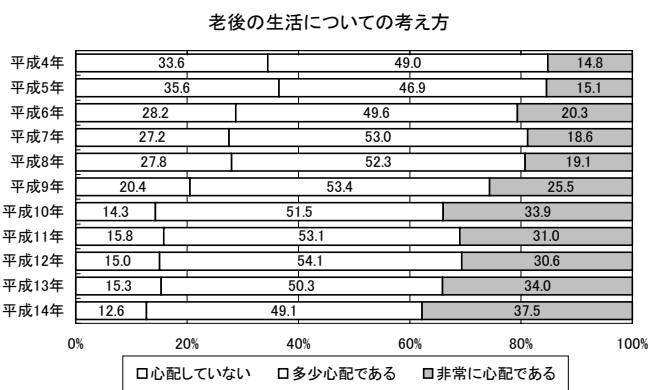
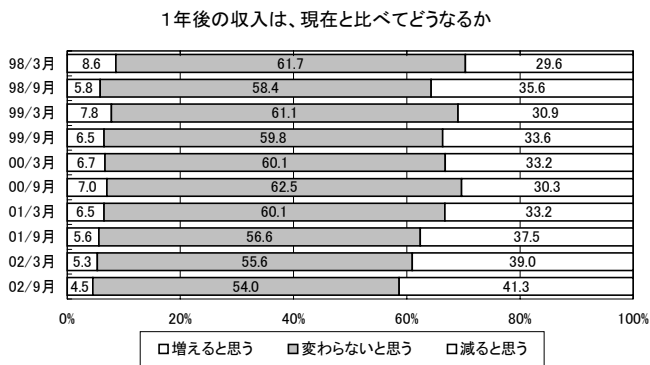
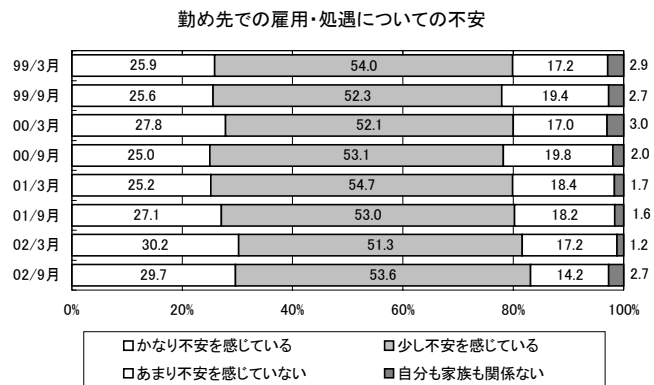
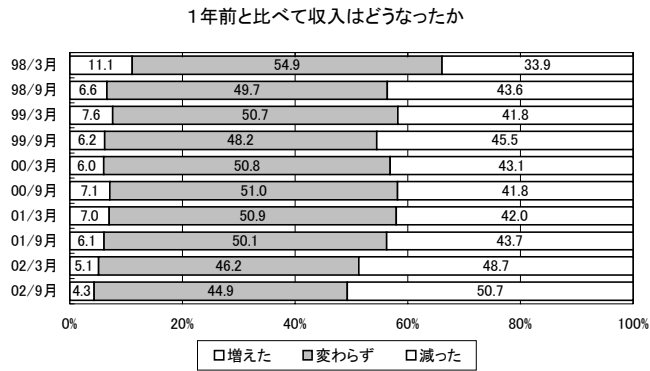
また、地域密着型の内需関連産業においても、日本企業の日本離れが加速する結果、業容の拡大や業績向上の足かせとなり、税収の伸び悩みの要因となっている。このように、そもそもの税制が国際レベルに達していないことが、経済界において大きな歪となっている。

また、前述のとおり、既得権益者による排他的な動きにより、新参の登場が阻害されるようなことがあるとされている。その結果、より自由度の高い競争、より安価なインフラを求めて、日本の優良企業や高額所得者が日本を離れていく動きが増大しており、このことも日本の産業空洞化の一因となっている。

国民意識の低下、活力の減退

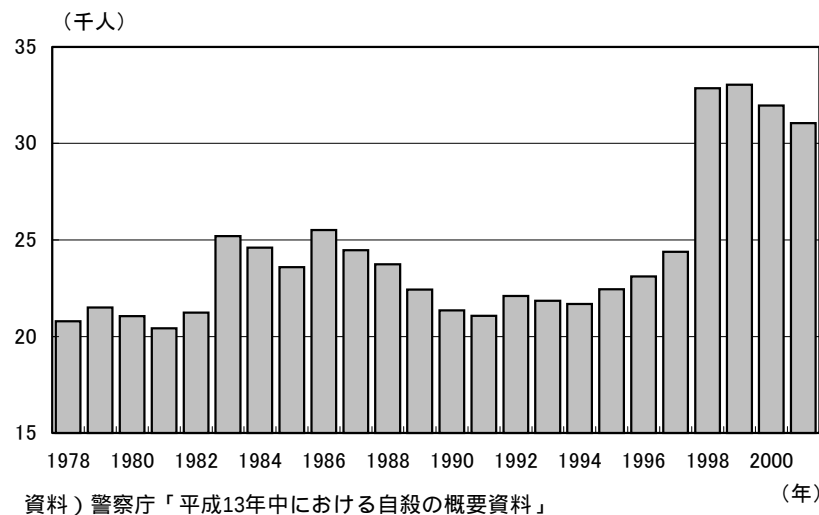
これらの問題が相まって国民の間には閉塞感が着実に根付くとともに、雇用・所得の不安や老後の不安は年々高まっている(図表14)。また、生活に対する不安感の高まりなどを背景に自殺者数が急増しており、平成10年以降、4年連続で3万人を上回っている(図表15)。

(図表 14) 国民が抱く様々な不安



資料) 左列、右列上: 日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」
右列下: 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」

(図表 15) 我が国の自殺者数の推移



・活力が削がれていく要因

日本型社会主義の改革が遅々として進まない結果、わが国の活力は日々削がれている。

日本型社会主義の改革が進まない要因や、このような問題が生じる要因について考察すると、次のようなものがあげられる。

まず、第一に、目に見える形で存在しているわが国の諸規制・税制が、旧来の考え方に立脚しているものが多く、新しい時代に対応できていないこと。第二に、政治のリーダーシップの不足や、既得権益者の防衛、国民意識の低さなどの根源的な要因があげられる。

(1) 日本型社会主義の骨格をなす諸規制と税制

挑戦心も失せる諸規制の残存【病根 1】

経済活性化のためには、旺盛な企業家精神のもと、新規事業の創出や新興企業の台頭が不可欠であるにも拘らず、起業するうえでは多重多様な法規制がその前に立ちはだかることが多い。時には首を傾げたくなるような規制も少なくない。昨年廃止された「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（工場等制限法,1964 年制定）」に象徴されるように、時代背景が様変わりし、規制が導入されたそもそもの目的が現状に馴染まないような規制であっても、その改正は容易ではない。また、各種の規制は縦割り行政のもとで运营管理されている結果、事業化までに数多くの部局と調整が必要となる(ある外資系企業が店舗を構えるために 30 を超える部局との調整が必要となった事例もある)。これらは国民や事業者において久しく認識されているものの、「おかしい規制は改めるべし」とする動きよりも、「お上（諸規制）には逆らえない」と渋々受け入れる風習が定着している。

さらに、それらの規制の多くは中央で管理運営されている。法規制上は各自治体の裁量で実施可能なものであっても、自治体の単独事業では財源にも限界があるため、国のスキームに準じた同種の事業を選択することにより、各種助成措置の受けながら推進しようとする傾向が自治体にもあるという。

しかし、世界の先進国の動きに眼を向けて見ると、経済が成熟段階に入り、国民所得や生活の水準が向上してくるにつれて、自由で多様な価値観を求めるような経済社会環境へと変化してきており、規制緩和や公的部門の民営化は欧米諸国をはじめとして、多くの国で概ね終了している。我が国は、規制緩和や公的部門の民営化という点では、先進国はおろか、ハンガリーなど一部の東欧諸国に比べても 10 年程度遅れているという事実を正しく認識すべきである。

時代錯誤かつ、つぎはぎだらけの不公平な税制【病根 2】

わが国の税制は、担税力のある法人や個人に大きく依存した税制となっている。また、本来、活力を増大させるインセンティブになりうる税制へと進化すべきものが、財政再建の要請から諸外国の税制に比して魅力に乏しい内容になっている。

戦後の税制の歴史は、税体系のあり方など抜本的な議論がほとんど行なわれず、目先の税源確保や利害調整などに終始した理念なき政治決着の歴史ともいえる。政治決着ゆえに選挙の絡みから弱者に対する配慮が厚くなり、多様な租税特別措置は後をたたない。また、クロヨン、トーゴーサン

に象徴される捕捉率の格差の是正が唱えられて久しいものの、依然として是正されていない。

このようにわが国では、規制、税制いずれもがグローバルスタンダードに到底及ばない状態に陥っている。企業や個人の活動が急速にグローバル化してきているなかで、「日本型社会主義」の骨格をなす規制、税制の抜本改革なくして、わが国の発展はおろか、絶対的衰退でさえも食い止めることはできない。

(2) 日本型社会主義の諸規制・税制の温存を助長する構造 ～なぜ各論では反対なのか

政治のリーダーシップの不足【病根3】

前述のとおり(p.6) 議会には立法・調査機能等を有しているもの、予算編成権は内閣が有しているため(憲法第86条)、まとまった予算がつかなければ、可決された法案でも実効性を伴わない場合がある。加えて、議会は立法機能を有するものの、具体的な法案の策定は行政により行われる結果、実質的には行政が主導権を持っているといっても過言ではない。

(憲法第86条)

「内閣は毎会計年度ごとの予算を作成し、国会に提出しその審議を受け、議決を得なければならない」

アメリカでは立法の中心が議会と議員にあり、議員の活動を補佐するための議会スタッフは1989年で約23,000人。なお、連邦議会の両院及び附属機関の職員の合計は約31,000人とされている。一方、我が国の官僚機構は膨大な組織と人員を有しており、国政と密接な関係にある。

<内閣の指導力の低迷と不透明な改革後の姿>

橋本行革により内閣機能の強化が図られたにも拘らず、現在の政権は、その機能を十分に活用しているとは言えない。閣議はえてして「官」の間で調整を済ませた結論を、追認するだけのセレモニーの場所であるとの批判が久しかったが、現在でもその傾向は否めない。

図らずもその象徴となっているのが、橋本行革によって設置された経済財政諮問会議である。小泉政権に入ると、会議の中で当初出された論点は、税制改革をはじめとして抜本的な改革を目指したものが多かった。しかし、官僚や族議員の徹底した抵抗に遭い、内閣や首相が強いリーダーシップを発揮できず、いずれも「改革」という言葉とは程遠い中途半端な議論と結果に終わっている。このため、将来像は一層不透明になっただけでなく、期待は失望に変わりつつある。

<曖昧な政治家・政党の理念、ポリシー>

英国では総選挙の際、各政党は詳細な政策要綱(マニフェスト)を掲げ、選挙戦に挑むのが通例となっている。マニフェストには、党首の政策ビジョンや個別政策の目標(具体的な数値を目

標として明示している)と、政策を実行に移す具体的な手段、財源などが網羅されており、総選挙の約1ヶ月前になると、40～50ページ程度の小冊子にまとめられて書店で販売される。

選挙に勝利し政権をとると、公約として掲げたマニフェストを直ちに実行に移す。個別政策の実行責任は閣僚にあり、改革の進展が遅いなど大臣の業績が悪ければ、首相は大臣を更迭することもあるという。そして次の総選挙のときには、マニフェストがどれだけ実行されたかの評価が行なわれ、この評価が選挙結果に大きな影響を与える。このように、企業経営では常識となっている「PDCA」が、イギリスの政党政治ではしっかりと機能している。

一方、日本の政党・政治家も「公約」を一応掲げてはいるが、財源、実行過程などを含めた具体的な公約は極めて少ない。政党・政治家として「公に約束」した具体的な行動事項ではなく、政党や政治家としての「夢」と「希望」が提示されている状態にある。そのため、政党や政治家がどれだけ「公約」を実行し、実現させたかが曖昧になっている。さらに公約以前の問題として、任期中に政治家の所属政党が変わったり、選挙期間中でもないのに新党が結成されたりするなど、政党・政治家が、目の前の利害関係で簡単に変節してしまう傾向がある。結局、有権者は、公約で選ぼうと思っても選びようがなく、人柄や知名度、地元への利益誘導といったことで選ばざるを得なくなり、最終的に政治家としての力量がなくても「地盤、看板、カバン」のある候補者や、既得権益のある政党に票が流れやすい。

いわゆる「無党派層」のなかには、選挙に全く関心がないという層ばかりではなく、逆に政治に極めて関心の高い層も存在することを忘れてはならない。彼らは、従来型の政党や政治家が掲げる公約などをその時だけの美辞麗句と冷めて見ており、既存の政党・政治家を自らの意思表示の受け皿として見なしていないため、結果的に「無党派」になっている。そして、今年の知事選には35人が立候補し(3月7日時点)そのうち16人が無党派の予定である。これは、有権者の政党離れが背景にあるというよりも、政党が有権者から遊離した結果である。

他方、最近の選挙をみると、国政、地方選を問わず保革入り乱れての激しい戦いを回避する傾向があり、各政党が現職を推す「相乗り選挙」も多い。その結果、有権者の選択肢が狭められ、選挙戦は盛り上がりを欠いたまま終わる。無風選挙は、棄権する有権者を増大させ、結果として民主主義が実質的に瓦解することを軽視してはならない。

<選挙制度の歪みと一部の集団のみの代表者としての政治家>

日本の政治における一票の格差も論じられて久しい。衆議院議員選挙での最大格差は1971年には5.08倍、77年には5.26倍、83年には5.56倍にまで広がり、現在は5.02倍となっている。最高裁判所は違憲としつつも、同時に「事情判決」の法理により、違憲状態下で行なわれた選挙ではあるが、その選挙の結果は違憲ではないとみなされている。改革を促進していくためには、司法も合理的判断のもとで、政治、行政に対してもっと圧力をかけるべきである。

一票の格差によって、地方の農村部に住む国民と、都市部に住む国民の国政に及ぼす力は、最初から大きく開いている。

また、公職選挙法にも改善すべき点があげられる。選挙の度に違反者が続出することも由々しき問題ではあるが、公職選挙法が選挙活動につき、極めて細部まで規定している結果、新たに立候補した人の政策や思いを短期間で有権者に伝えることには限界があることはもとより、日頃から有権

者に伝える術も制限されている。前述した政党のポリシーのなさや相まって、現職や二世議員、タレント議員などの知名度の高い議員が当選しやすい構造となっている。そして、これが利益誘導型の政治を過度に助長する要因となっている。新人が容易に立候補でき、現職とがっばり四つに選挙を戦えるような緊張感のある選挙制度の導入を目指すべきである。

(公職選挙法で制限されている主な活動)

- 選挙はがきの数、直筆を除く答礼状、年賀状の禁止
- 政策広告の禁止、ポスター・看板の大きさ、枚数の規制

(図表 16) 自民党における世襲議員の占める割合(衆議院)

		人数	シェア(%)
世襲議員	2世代議員	103	42.7
	3世代議員	30	12.5
	4世代議員	2	0.8
	小計	135	56.0
衆議院議員		241	100.0

注)「世襲」には、一世代を飛ぶもの及び姻族を含む。

また、祖父や父などが地方議員・首長などの場合も含む。

資料) 各種資料よりUFJ総研作成

行政の保守志向と防衛本能【病根 4】

構造改革が進まない直接的な要因の一つに、既得権益者の防衛があげられる。総論賛成・各論反対に象徴されるとおり、是非は別としても、個々の利害が全体のあるべき姿を曲げてしまうなど、改革にブレーキをかける事態は少なくない。

行政においては、財政再建の重要性は認識しつつも、単年度予算が災いし、予算編成時にはその確保に、年度末にかけてはその消化に励むこととなる。同じく、小さな政府、行政の効率化は認識しつつも、権限や事業領域、要員を確保する動きは中々緩まない。

一方、個々の行政担当者においても、行政の無謬性を背景に、ことなかれ主義に陥る傾向があり、施策のダイナミズムを阻害している。

これらは公務員の評価体系が密接に関与している。公務員の処遇は、業務の改革など、その時々個々の成果が反映されにくく、他方で、失敗すると出世に響く「減点法」の世界になっている。逆にいうと、失敗さえしなければ、将来の(ある程度の)出世と収入の概要が見通せる評価体系と言える。更に2～3年程度で定期異動を伴う人事システムになっているため、リスクを犯してまで何らかの成果を収めようとするインセンティブに乏しい。

大局的な判断ができない行政に権力とカネを持たせると失敗を招くことが多いというのは、米国では半ば常識とされている。今の日本の行政は、これらの事例も見ても分かるとおり、失敗の一例と言えるだろう。

また、民民規制に象徴されるとおり、民間企業でも一部で自社の事業領域や既得権益を防衛するために、新規参入を排除するケースが認められる。

国民意識の低さ【病根 5】

政治家の汚職、行政の不祥事は後を絶たず、政治、行政に対する国民の不信感は根強い。主権在民にも拘らず、国民の間では「政治は縁遠いもの」、「誰がトップに就いても我々の暮らしに変わりはない」とする意識が定着している。このため、公約に対する国民の監視は乏しく、利己心の高まりと共に個と公のバランスが欠如している。

一方で、行政、政治に対する国民の依存心も根強い。国民負担の軽減を主張しながら、セーフティネットの一層の整備を要求するなど、都合のいい受益を執拗に求める傾向にある。また、今や構造改革の必要性を唱えつつも、それに伴う痛みについては中々受け入れようとしない人も少なくない。最近では、医療費の自己負担の引き上げに対し、国民からの反対の声が高まり、今年の総選挙を意識するあまり、与野党からもその見直しの声上がるなど、そもそも本気で改革を進める決意があるのか否か疑わしくなる一面もある。

・民主導経済の基本理念（日本型社会主義の一扫に向けた行動基準）

我々自身が「日本型社会主義」のなかに安住している面も否めないが、このような延長線上に、我が国の将来があってはならない。ここは勇気を持って一步を踏み出し、新しい経済社会を構築していく必要がある。

そこで、「日本型社会主義」から脱却し、新しい経済社会を構築していくための柱として、5つの基本理念（行動基準）を提示する。

開かれた社会の実現・自立と競争の尊重 ～ 規制・税制の抜本改革、既得権益の排除、自律・フェアプレーの堅持

民間企業の実践 ～ 真に民間が市民と共生すべし（規制を超えて＋営利を少し超えて）

信頼できる議会制民主主義の構築 ～ 企業人はもっと政治・行政に加担すべし

柔軟性のある行政システムへの改革 ～ 公務員の評価システム、柔軟な予算配分、地域主権

国民意識の変革 ～ 公共心の向上と主体性の発揮

開かれた社会の実現・自立と競争の尊重 ～ 規制・税制の抜本改革、既得権益の排除、自律・フェアプレーの堅持

日本の活性化のためには、新しい息吹を根付かせることが不可欠である。近年の偽装牛肉事件に見られたように、インターネットをはじめ情報化が飛躍的に進展した現在においては、消費者の声は企業の存亡を左右するほどの影響力を有している。規制や罰則の有無に拘らず、消費者の信頼を損ねた者は、市場の圧力によって簡単に淘汰される時代が既に到来している。

従って、少なくとも新規の事業展開や創業にあたり参入障壁となる諸規制については、撤廃しなければならない。規制に関するいかなる背景、合理的意義があろうとも、まずは原則自由とする。これは規制の意義を否定しているものではなく、原則自由のもとで、本当に必要な規制だけをゼロベースで積み上げていくことを意味する。

一方、規制を抜本的に削減するかぎりは、我々は自律と自己責任のもと、フェアプレーを堅持しなければならない。

税制についても抜本的な改革が求められる。企業や個人はもはや、国の従属的な構成要素ではなく、国境を簡単に跳び越えて主体的に行動するようになった。また、先進国を中心に経済が成熟化していく中で、価値観も多様化している。現在の日本の税体系は、終戦後、シャウプ勧告に基づいて作られたものであり、もはや前提となる時代背景がかみ合っていないものが多い。時代が変わった以上、今こそ、今の時代背景と国の将来像に沿った税体系とはどのようなものかを徹底的に議論し、あるべき税体系へと再構築していかなければならない。

社会主義の中国でさえ「改革開放路線」のもと、市場の開放に加え、国有企業を政府から独立させ経営責任を負わせると共に、政府においても、経済計画を策定し企業に指令を出して管理する主体から、経済活動のルールを策定しその番人に徹する主体への変革を実践している。成長のためには、かつてのイデオロギーであった「資本の公有」を放棄し、外国及び民間から資本を呼び込めるような経済社会へと自らを大きく改革しているのである。

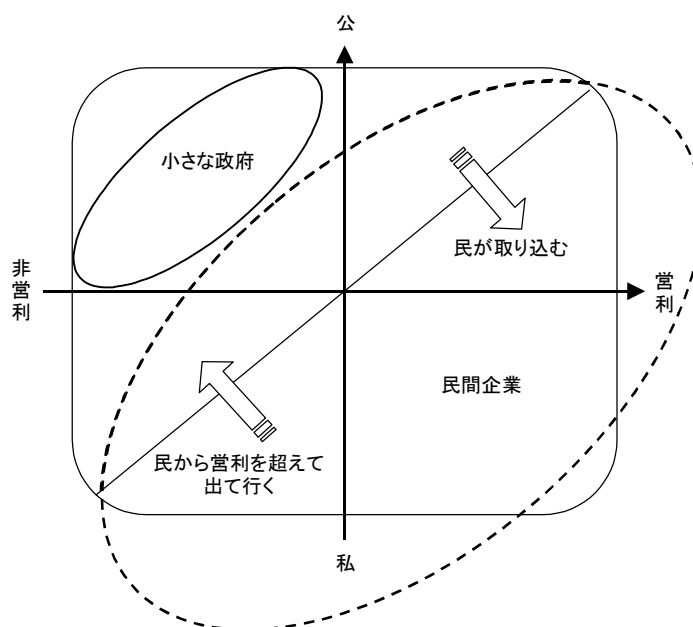
民間企業の実践 ～真に民間が市民と共生すべし（規制を超えて＋営利を少し超えて）

企業の社会的責任は、これまで以上に増大している。これまで企業は利潤を追求する使命から、営利に直結しない事業領域は官が担うものとされていたが、今後は「顧客志向」を発展させて「市民との共生」に注力していくことが重要となる。

現状の財政難を勘案すれば、行政サービスのうち営利性を帯びているものは、全面的に外部委託や民営化を進めることは当然のこと、営利性に乏しい事業でも、民間ができるものはある。また、近年NPOが重要視されているが、一部のNPOにおいては、一定の対価を得てしかるべきものもある。民間が公に対して果たすべき役割は増大しており、それに応えていくことで、市民からの高い支持を確保できれば、そこには性悪説に準拠した規制やその番人はその存在意義を失う。

このように、民間が市民と共生することが、小さな政府を実現させる原動力となる。

（図表 17）官と民のあり方（イメージ図）



信頼できる議会制民主主義の構築 ～企業人はもっと政治・行政に加担すべし

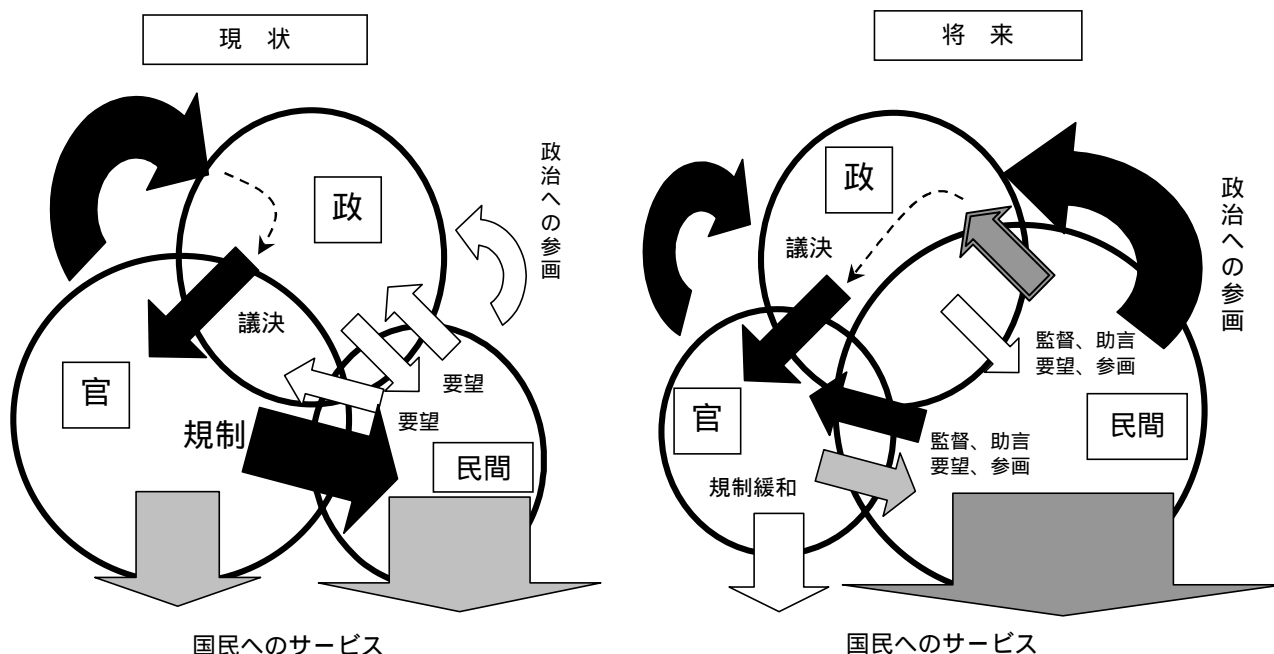
「議会制民主主義のもと国会や議会で議決されている以上、税金の無駄遣いや官の支配たる概念はありえない」とする意見があるとおり、議決事項は我々も決して軽視できるものではない。しかし、議決事項と民意は必ずしも一致しているとは限らない。国会では、毎年150本を越える法律が成立するほか、予算書などの子細を熟知しなければならないなど、議会や委員会に臨む議員は、非常に制約された時間の中で、活動していることを認識しなければならない。

官僚出身の政治家、首長は少なくなく、全国の都道府県知事の51%が官僚出身者であるほか、自民党の国会議員でも約23%を占めている。これをある意味で「官主導」とみなすならば、民間企業も従来以上に政治や行政に加担していく必要がある。民間企業はこれまでどちらかといえば、財界や業界団体を通じての要望活動や、各種審議会、委員会のメンバーとして意見を述べる役割が中心であったが、議会制民主主義の枠組みのもとでも、リーダーシップを発揮していかなければならない。具体的には、近藤剛氏（参議院議員）、加納時男氏（参議院議員）、岩国哲人氏（前出雲市長）

など、企業の役員経験者が政治や行政にダイレクトに参加していくことが重要である。

また、現在の政治に対して信頼がおけない根本原因は、政党・政治家の信念の不明瞭さにある。理念や具体的な公約を明確に掲げ、目先の利害にとらわれず、筋を通して実行に移していくという言葉と行動の明快さが、信頼できる議会制民主主義を構築していく上で必要不可欠となる。

(図表 18) 政治を中心とした民間のあり方 (イメージ図)



柔軟性のある行政システムへの改革 ～公務員の評価システム、柔軟な予算配分、地域主権

公務員はパブリック・サーバントである。国は国民に、地方自治体は地域住民に対して生活インフラを提供するサービス業とも解され、税金はあくまでその対価でしかない。民間では、企業が顧客の声を無視した経営をすれば、顧客の信頼を失う。存在意義をなくした企業は、当然のことながら淘汰される。行政機関もまた、省益などを意識して、「顧客」ニーズに応じたサービスの提供がおろそかになるのであれば、その存在意義すら問われることになるのは至極当然である。行政システムは企業経営と同様に、顧客である国民、企業、地域住民の声に応じ、柔軟に対応できるものに改革していかなければならない。

そのためには、国民や地域住民のニーズを汲み取り、業績をあげた公務員に対して応分の成果を支払うような評価システムへの変革が不可欠となる。同時に、予算・要員を確保し、権限を維持、増強することを是とする庁内の慣例は早急に一扫しなければならない。既得権を守るため、あるいは多々益々を弁ずとして関係部局が予算を争奪しあっている場合ではない。硬直的な予算配分を抜本的に見直し、費用対効果を見極めながら、時宜に応じた柔軟な配分を行っていく必要がある。その意味において、今こそ財政当局の力量が問われている。

そして最も本質的な問題は、ほとんど全ての権限や財源が中央に集中していることである。中央から地方へという流れもまた、先進国に共通しており、「日本型社会主義」を解体していく点において地域主権は必須の検討課題となる。(なお地方分権は、中央から権限を与えられているに過ぎず、

地域主権とは似て非なるものであって、我々の目指しているものではない。)地方分権はあるべき行政の形への一つの過程であって、最終的には補完性の原則に立脚し、地域単独ではできないことだけを中央に委譲する「地域(国民)主権、中央分権」を目指すべきである。

国民意識の変革 ～公共心の向上と主体性の発揮

仮に行政システムといった仕組みや政党・政治家の行動を変革していったとしても、国民の意識が「日本型社会主義」から変わらなければ、本当の改革など不可能である。そもそも、主権者は国民であって、政治家でも官僚でもない。我々国民は、行政の下に置かれている被支配者ではない。国民は本来、行政、政治よりも高い位置にあり、彼らを指導監督し、彼らに対して助言を与えていく立場にある。

そのためにまずは、行政、政治に対する依存心を捨て、自己決定と自己責任の原則が底流となるよう、国民意識を変革していく必要がある。その上で、わが国の一員としての公共心をしっかりと持つことが求められる。

．改革へ向けた提言

民主導経済を実現するためには、規制、税制、政治、行政、民間、国民など広範囲にわたる様々な要素を改革していくことが必要である。また、改革にあたっては、これまでのパラダイムが今なお定着しているものも少なくなく、改革を実現することは容易ではない。

このような認識のもと、ここでは、「１．早期に改革を実現すべきもの」と、「２．中期的な観点から改革を進めるもの」とに区分して提言する。

「１．早期に改革をめざすべきもの」として、規制改革と税制改革をあげている。これらは、いずれも目に見える形で存在しており、法人・個人、産・学・官などの区分に拘らず、わが国の形を規定しているものである。言い換えれば、この規制や税制の改革なくして、わが国の構造改革はなしえないと考える。また、「２．中期的な観点から改革を進めるもの」では、政治、行政、民間、国民のそれぞれの観点から提言する。

１．早期に改革を実現すべきもの

（１）規制改革から規制排除へ

< 規制 >

- 「経済活動の原則自由の浸透と参入規制の徹底排除」の断行
 - ・ 総合規制改革会議の権限を大幅に強化
 - ・ 構造改革特区構想の積極活用
 - ・ 社会的規制の対象範囲の明確化と事後チェック機能の整備
 - ・ 違反行為に対する罰則の強化（自己責任の徹底）
 - ・ 競争力が低下した既得権者による防衛の排除
 - ・ 民民規制の撤廃（健全な競争を阻害する恐れのある掟の公表と監視の強化）

- 「経済活動の原則自由の浸透と参入規制の徹底排除」の断行

毎年、経済団体をはじめ各種の団体から、数多くの規制改革要望が政府あて出されているが、政府からの回答の中には、「検討中」、「措置困難」として要望が棄却されることも少なくない。このようなやり取りを継続するだけでは、抜本的な改革はなしえない。

今後の経済活動は「原則自由」を理念とし、特に新規参入を阻害する規制は厳に慎ませるよう、規制改革にあたっての基本認識を一新しなければならない。現在の総合規制改革会議は、2003年度末に設置期限が到来するが、現在の機能を大幅に強化し、**総合規制撤廃会議**として不要な規制を一掃する組織へと発展させるべきである。これまでの規制緩和、規制改革では、民からの要望に対し官がその可否を回答する形態がとられていたが、総合規制撤廃会議では、まずは規制を撤廃し、ゼロベースのもとで必要とされる規制につき官から説明を受け、真に必要な規制だけを積み上げていくぐらいの形態をとるべきである。

また、構造改革特区構想については、「規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進め、我が国経済の活性化及び地域の活性化を実現すること」が目的として明確に位置づけられている以上、本部長である総理は強いリーダーシップで鴻池大臣と共に閣内及び役所の抵抗を破壊し、達成しなければならない。各省庁によれば、構造改革特区の第二次募集の80%は実現困難としている。確かに、現在出されている諸構想には、引き続きその各々の内容を吟味、高度化していく必要があると考えられるものもある。しかし、そうだとすると、各省庁は既存の規制を引き合いに、地域独自の着想までを棄却するのではなく、**その実現に向けて支援、協力する立場へと認識と行動を転換する必要がある**。農業、医療、教育分野などを株式会社化するだけでも、地域に新たな息吹が創出されることが期待される。

一方、「原則自由」の経済活動に際しては、当然のこととして自己責任が徹底されることとなる。その意味において罰則規定が厳格化されることも我々は受け入れなければならない。また、社会的規制等の範囲については、その必要限度を我々自身が見極めた上で、それが反映された形でのみ議決されなければならない。そのもとで、行政は事後管理のみに当たるべきである。

また、競争力が低下した既得権益者が新規参入を困難にするような規制を議会で取り付けるようなこともある。このような防衛は、敗者が復活できにくいわが国の慣例と密接に関係している。過去に信用を失墜した事実は安易に水に流すべきものではないものの、敗者が新たに提供する価値を見極め、真に良好なものであれば、それらを受け入れるような慣例を一層醸成していくことも重要である。

さらに我が国においては、新規参入を阻み競争を阻害する、様々な行為・商習慣が民間企業や業界内部に存在する。公的な規制を緩和するだけでは不十分であり、このいわゆる民規制もあわせて廃止する必要がある。

（２）税体系の抜本改革

<税制>

- 時代に合った税体系へ抜本的な改革を早急に実施
 - ・受益・負担の明確化など税体系に対する理念を明確にすべし
 - ・インセンティブに富み、頑張った人が報われる税制の構築
- 納税者意識の向上（まずは全員が納税し、その中から真の弱者を支援する）
 - ・捕捉率の適正化と納税者番号制度の導入

- 時代に合った税体系へ抜本的な改革を早急に実施

企業や個人が国を選ぶ時代にあっては、インセンティブに富み、がんばった人が報われる税制に早急に転換すべきである。国際競争力を有する民間企業など、本来、担税力のあるものがわが国をリードしていかなければならないものの、負担が偏重する結果、牽引力が減退し、国際競争力の低下が憂慮されている。巨額の税負担を履行しつつ国際競争を強いられている少数と、国に

依存する多数からなる現在の税体系では、日本離れが一層進行し、将来立ち行かなくなることは明らかである。

納税の義務を再認識し、是非は別としても、まず第一義に「負担なき者に受益はない」という基本認識を徹底させ、広く国民に蔓延している財政錯覚を一掃しなければならない。「**まずは全員が納税し、その中から真の弱者を支援する**」という税体系に転換しなければならない。

その際、日本の将来像(低福祉・低負担～高福祉・高負担の選択)に対して国民の合意を図る必要がある。政府はこの点につき、早急に国民に諮らなければならない。この大まかな合意が得られないままでは、税制並びに社会保障の制度改革はなしえない。

選 択 肢	国 民 の 思 い
低福祉・低負担	過度な行政サービスは当てにしない。よって行革と共に負担も軽くすべし。
低福祉・高負担	十分な行政サービスは享受できないが、国の将来のために負担してもいい。
高福祉・高負担	十分な行政サービスを享受したい。よって、相応の負担をしてもいい。

高福祉・低負担はありえない。

これからの日本に必要な選択は、「低福祉・低負担」と考える。そして、それに加えて様々な国民のニーズを民間サ・ビスが担う社会の実現をめざすべきである。また、その際の負担のあり方は、「広く・薄く」を前提とし、次のような税制への改革を提言する。

法人負担を国際レベルまで軽減するため、法人税率を5%引き下げ
産業インフラのコスト低減や投資促進に資する優遇措置の充実
消費税率の引き上げと所得課税から資産課税・消費課税へのシフト
課税最低限の引き下げと累進税率の低位フラット化
納税者番号制度の導入

2. 中期的な観点から改革を進めるもの

(1) 民意の反映と政治力、指導力の発揮

- 政党はマニフェストを明確に掲げるべし
- 政治家の定期的な実績評価を実施(年1回加点主義で評価し公表)
- 議員立法能力の一層の向上と内閣法制局の改革(内閣法制局への民間人の積極登用)
- 公職選挙法の改正(インターネットによる選挙活動、講演会・討論会の自由開催)

各政党ではそれぞれの理念や基本政策、基本方針などが掲げられているものの、大まかな考えを示すにとどまっており、個々の政策の詳細や事業規模、わが国の行財政を如何に運営するかなどについては確認できない状況になっている。各政党は、第一義に具体的な公約の明示に努めな

なければならない。イギリスの政党に見られるようなマニフェストを策定すべきである。それにより政策重視の政治が強化されると共に、国民は各政党の政策を比較しつつ、責任ある投票が可能となる。また、民意の反映に向け、政党はもとより、議員一人ひとりの実績を有権者が定期的(年1回程度)に加点主義で評価し、その結果を公表する機会を整えるべきである。

また、近年では議員立法が多く成立するようになってきたが、依然、法案作成機能を行政が担っていることに象徴されるように、官が議会のサポートしながらも、実際には官が政治を主導している一面があることは否めない。議員には行政と伍するだけの法案作成能力が涵養される必要がある。法案作成に資する、まとまったスタッフを議員が確保できるように措置することも重要である。また、内閣法制局は現状のところ各省庁からの出向者で構成されているが、今後は、より多面的な観点から草案が作成されるよう、行政担当者だけではなく、大学や法曹界の有識者なども登用するべきである。

前述したように、現在の公職選挙法が選挙運動を細部まで規定している結果、新規に出馬した候補者にとって、自らの思いを有権者に伝えることが相当難しくなっている。政治家の理念や政策、公約の内容とは別次元で、知名度が高い候補者が当選しやすい傾向にあること、そしてこのような特異な選挙が、結果的に既得権益の擁護に繋がる誘因となることは前述した通りである。

このようなことから、現行の公職選挙法を改正し、まずはインターネットによる選挙活動を認めるべきである。選挙管理委員会がホームページを作成し、候補者が自分のホームページとリンクすることは、直ちに実現可能と考える。また、政策論争を活発化させるため、選挙期間中の講演会や討論会を自由に開催できるようにするべきである。

(2) 行政のスリム化と行動様式の抜本改革

○各種制度・インフラをめぐる国際間競争を官はもっと認識すべし

○民間企業的な評価システムを導入

- ・民間の会計基準に基づく B/S、P/L、C/F の公表
- ・公務員の評価システムの改定(公務員法の改正)

○事務事業評価アセスメントの法定化と評価の公表

○行革マインド・企業マインドの醸成

(前例踏襲の排除、経営感覚の養成)

○公的部門の縮小および総予算の削減と軽重のついた行政の推進
(特殊法人などの抜本的スリム化、硬直的な予算配分の改善)

○行政改革ボンドの発行

～行政改革による歳出削減分を財源に。償還という形で時限を切り改革を促進。

○地域主権により、地域間競争を促進させる

行政の質を維持しつつも、効率化を達成できた者が報われる評価体系へ改正する。

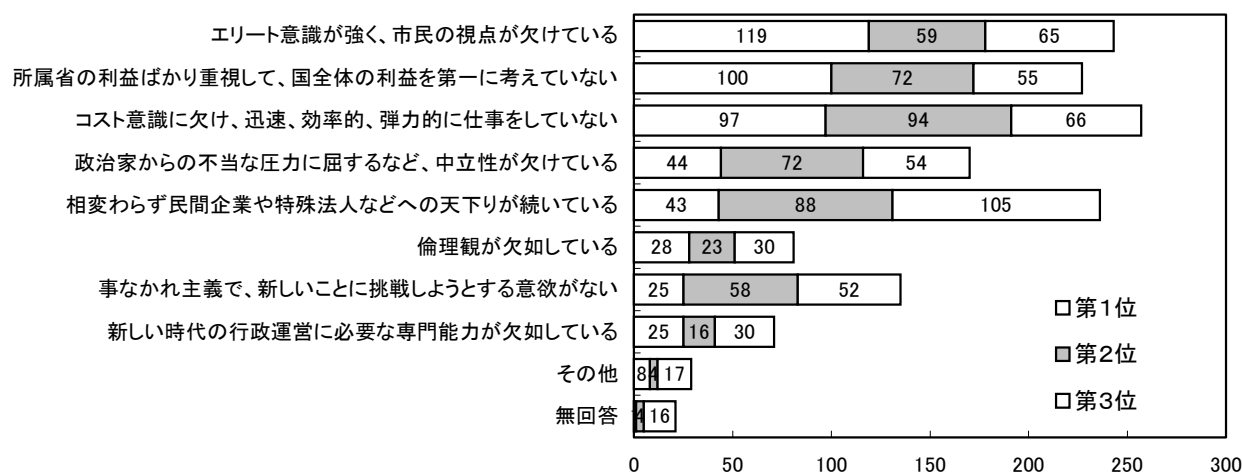
行政のスリム化により、景気対策や減税に資する巨額の財源が確保できる。

行政主体は可能な限り民営化することにより、納税者へと転身すべし。

行政システムは最もグローバルスタンダードからかけ離れているという声は多い。ボーダレス化が加速度的に進展し、人や企業が国を選ぶ時代が到来している中、府県や市町村の境界を意識しているのは、今や行政主体のみといっても過言ではない。企業が国際競争にさらされている中では、まずもって、行政自らも行革マインド、企業マインドを醸成し、役所の論理や公務員が有する常識を根本的に改める必要がある。地域間競争に負ければ自らの行政が消沈してしまうという危機感を持つべきである。地域間競争に勝つためには、住民にはできるだけ少ない負担で、かつできるだけ多くの効用がもたらされるよう、効率的な行政を徹底しなければならない。前述したように、官民で圧倒的なコストの乖離が生じている事業を、今後も行政が内包することは許されない。我々民間の果たすべき役割は増大している。NPOの活動が今後活発化していくことが期待されることも含め、公的部門は抜本的に縮小すべきである。また、今後の公共債の発行については、行政改革による歳出削減分を財源にする形に移行すべきである。これは償還という期限を切る結果、改革の促進にも繋がるものであり、行政改革による歳出削減は、減税の財源としても大いに期待できるものである。

効率的な行政を実現するためには、行政の評価システムを一新すべきである。まずは、パブリック・サーバントとして十分に働いているとはみなされない公務員に対する厳重な処分(懲戒処分、分限処分、等)を適正に運用すべきである。雇用の流動化が進む我が国の状況を鑑み、必要に応じては、公務員の身分保障をやめるなど、国家及び地方公務員法も改正するべきである。

(図表 19) 現在の国家公務員についての指摘



資料) 人事院「『国家公務員に関するモニター』アンケート調査結果」(2002年6月)

注) 500人(有効回答490人)を対象に、上位3項目について回答。(人)

また、韓国の官僚は、既に民間企業なみの成果主義により処遇されている。行政の質を維持しつつも、効率化を達成できた者が報われる評価体系へ改正することが不可欠である。予算、要員を確保、増強した者が評価されるのではなく、事務事業評価アセスメントを法定化することにより、個々の業務本来の達成度(例:窓口業務における単位時間あたりの処理件数、単年度あたりの整備水準など)と、それに要したコスト(金額、人員、時間)がいかに低く抑えられたかを尺度として、評価すべきである。

硬直的な予算配分が問題視されてきたにも拘らず、依然としてダイナミズムに欠ける状況にあ

ることは否めない。予算編成は集中方式とし、まずは首相や首長が予算の骨格を決定し、その骨格に則り、財政当局が各部局とともに編成していくべきである。また、財政当局においても、近年の財政難や行政改革の推進を鑑み、率先して予算配分を厳格化していくことを希求する。予算は、調整・妥協の産物ではなく、地域振興、産業振興の鏡であるはずである。前例主義を一掃し、財政当局が財政状況や行政のあり方を勘案しつつ、思い切った事業の廃止や積極的な軽重をつける主体となって頂きたい。

中央から地方への気運は、官から民への気運と共に高まっており、年々、地方分権の動きは現実味を帯びている。三重県や岐阜県、長野県、鳥取県などでは、首長のリーダーシップのもとで新しい行政を実践し、市民から高い支持を得ている事例も出てきている。このダイナミズムを発展させることが、民主導の経済を実現することにも繋がる。その点においても関西が一丸となり「広域連合関西州」の実現を積極的に進めていかなければならない。

(3) 民間による政治、行政への直接参加

- 企業人の政治・行政への参画
 - ・ 経営者政治家、経営者首長の創出
 - ～ 有能な経営者は、これまでの役回り(審議会の座長/委員など)を超え、行政を直接統治すべし。
- 規制改革推進センターの設置
 - (納得できない規制に対する駆け込み寺的な機能を民間主導で設置)
- 天下りの撤廃 (ファミリー企業、民間企業など)
- 民間による産業政策の立案と実践と行政との協働 (ロボット産業など)

前述したとおり、民主導の経済社会を実現していくためには、政治に直接参加していくことが必要である。特に企業の役員経験者を中心に政治、行政の当事者となることが重要となる。かつての金権政治の印象が残り、個別企業が選挙運動に協力したり、特定の政治家と交流したりすることは、どちらかといえばタブー視される傾向にあったが、これからは、原点に立ち返り、民意を公明正大に政治に伝えると共に、その意に応える政治家を支持していくべきである。

規制改革については、各種団体による定期的な規制改革要望に加えて、納得できない規制や行政の対応に対する常設の駆け込み寺的な機能(規制改革推進センター)を設置することも有効である。一人ひとりの消費者が自立し安心した生活が送れるよう、国民生活センターや各地の消費生活センター等が設置されているように、意欲のある事業者が事業展開していく上で、やり場のない思いや察するに余りある疑問を収集し、公正な立場で処理にあたることは重要である。これはホームページの開設だけでも、かなりの成果が期待できるものであり早期の実施は可能と考える。

官民の関係を修正するためには、天下りの廃止も必要である。公益法人への天下りはもとより、

民間企業への天下りは、一旦は廃止すべきである。公務員はその給与規定より、自己の将来の収入が見通せることに加えて、キャリアの殆どが早期退職し、天下りが実質約束されている。こういう仕組みは競争原理を阻害し、エリート意識や職務上の保身に繋がりがねない。企業経営上、優秀な人材を官から受け入れることは重要ではあるが、**公務員の意識を含めた行政改革を推進し、民間活力を発揮させるためにも、まずは我々が天下りを受け入れない姿勢を示すべきである。**そのことにより、特殊法人への天下りが一層問題視されることにも繋がると考える。

行政、特に自治体の産業政策は、本来、各種のポテンシャルを生かしながら戦略的に進めるべきものであるが、域内産業全体の底上げに配慮することもある。どのような分野の産業を戦略的、重点的に振興していくのか、予算の傾斜配分を含めて特定できにくい傾向にある。**地域間競争が激化するなか、独自の戦略産業を育まなければ、代わり映えのない地域として衰亡しかねない恐れもある。**現在、関西において、ロボット産業の振興が位置づけられつつあるが、それ以外にも戦略的に強化していく産業分野を設定し、各自治体へその振興を働きかけていくことが重要である。

(4) 国民の自立と責任ある国づくりへの参画

- 主権者の一人として、責任を持って投票すること（民主導経済への第一歩）
- 政・官に対する過度の依存をやめる
- 情報をテコに改革を強力に推進
- 抜本的な規制・税制改革に向けた世論の形成

投票は政治参加のうちで最も根幹をなす行為であるにも拘らず、多くの人は自らの一票を軽んじ、政治家や政策の決定に与える力を放棄している。戦後、20歳以上の国民に選挙権が認められて以来、約半世紀が経過した現代こそ、我々が選挙権を有する意義を再認識しなければならない。投票時間の延長をはじめ不在者投票が可能な今、**投票率の低さは我々一人ひとりの意識の問題である。**主権者の一人として、責任を持って投票することが、民主導経済への第一歩と考える。民主導経済を実現するためには、選挙管理委員会やマスコミはもとより、我々も投票率を上げていくために加担していくべきである。

また、税制で前述したとおり、「負担なき者に受益はない」という認識を徹底しなければならない。国会議員は国政に尽力すべきであり、特定の集団に対して利益誘導することを生業としてはならない。国民や民間企業は、政治や行政に対する指導や監督、助言はしても、それへの過度の依存を慎むべきである。それがわが国の病根の一つになっていることは否めない。

また、**改革に際し、情報は創造と破壊の双方で威力を発揮する。**国民の声が情報として共有され、世論の形成を通じて改革に反映されていくように、クリエイティブな展開はもとより、改革にあたり、いわゆる「抵抗勢力」の行状が明らかされることにより、理に合わない既得権益の防衛を困難にすることも可能となる。**インターネットの普及により、一般市民も容易に情報発信で**

きるようになり、従来のパラダイムも変革している。国民は情報を有力な武器として活用し、情報発信と共有を通じて世論を形成し、改革を進めていくべきである。また、行政も勇気と誠意を持って積極的に情報発信を行うべきである。

(図表 20) 情報発信による破壊と淘汰の例

岩手県	岩手県では公共事業について数値化して採点し、事業の採択・否認の理由を県民に公開。県民の目に晒されることが歯止めとなって、議員からの特定の企業が持ち込まれることが減少した。
三重県	高止まりしている職員の賃金や退職金の是正に向け情報を公開。世間から乖離した賃金に対する県民の批判をバックに改革を実施。
外務省	アフガニスタン復興際支援国会議に関する NPO(ピースウィンズ・ジャパン)の排除問題につき、鈴木元議員の恫喝や外務省との不透明な関係が公表されたことで、鈴木元議員や外務省への批判が集中。外務省改革のきっかけとなる。
国鉄	国鉄の経営状況を開示し、社内の改革派と世論が融合して、改革に反対する勢力を駆逐。民営化を成し遂げた。

小泉政権の誕生に向けての以前の期待と、小泉政権の現実に対する最近の失望感に象徴されるとおり、民主導経済の実現は、世論の高まり如何にかかっている。構造改革は一朝一夕に実現できるほど単純なものではないが、それを推進する最大の原動力は、我々の声にほかならない。その意味においてマスコミの果たすべき役割は従来以上に大きい。不祥事の糾弾も重要ではあるが、マスコミにはオピニオンリーダーとして、わが国のあるべき形を示唆し、未来志向の醸成や世論の高揚につながる有用な情報発信を強く希求する。

< 参考文献・資料等 >

- R.K.マートン「社会理論と社会構造」みすず書房、1977 年
- 北沢栄「官僚社会主義 日本を喰い物にする自己増殖システム」朝日新聞社、2002 年
- 総務庁（現総務省）「99 年版規制緩和白書」、2000 年
- 総務庁（現総務省）「許認可等の統一的把握結果について」
- 道路関係四公団民営化推進委員会第 20 回会合配布資料、2002 年 9 月
- 宮脇淳「図解 財政のしくみ」東洋経済新報社、1997 年
- 内閣官房、総務省「再就職状況の公表について」、2002 年 12 月
- 総務省自治行政局「衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査結果調」
- 総務省自治行政局「参議院選挙選挙結果調」
- 総務省統計局「日本統計年鑑」
- 電通総研「第 6 回価値観国際比較調査」、2002 年
- 地方自治経営学会「地方行革への手引 公立と民間とのコストとサービス比較 ～全国延 316 自治体からの報告とその分析」、2000 年
- 日本経済新聞「国の商法～試算売却の裏側」、2003 年 2 月 19 日付朝刊
- 帝国データバンク「第 24 回第 3 セクター経営実態調査」、2003 年 1 月
- 内閣府「国民経済計算」
- 財務省主計局「平成 14 年度財政統計」、2002 年
- 総務省「平成 13 年度都道府県決算(普通会計)」、「平成 13 年度市町村会計(普通会計)」
- 財務省主計局「我が国の財政事情について」、2002 年 12 月
- 津上俊哉「中国台頭」日本経済新聞社、2003 年
- 日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」
- 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」
- 警察庁「平成 13 年中における自殺の概要資料」、2002 年 7 月
- 中条潮「規制破壊 公共性の幻想を斬る」東洋経済新報社、1995 年
- 藤森克彦「構造改革ブレア流」TBSブリタニカ、2002 年
- 人事院「『国家公務員に関するモニター』アンケート調査結果」、2002 年
- 稲垣光雄編「図説 日本の税制 平成 14 年度版」財経詳報社、2002 年
- リチャード・カツツ（伊豆村房一、藤井真人 訳）「不死鳥の日本経済」東洋経済新報社、2002 年
- PHP 研究所編「土光敏夫の哲学 己を律し、信念を貫け」PHP 研究所、1989 年、2002 年
- 渡部亮「英国の復活・日本の挫折 英国のピックアップから何を学ぶか」ダイヤモンド社、1998 年
- 西川伸一「立法の中枢 知られざる官庁・内閣法制局」五月書房、2000 年
- 加藤寛「官庁大改造 - こうすればできる行政改革」PHP 研究所、1995 年
- スティーブ・ヴォーゲル（岡部曜子 訳）「規制大国日本のジレンマ」東洋経済新報社、1997 年
- 三輪芳朗「規制緩和は悪夢ですか」東洋経済新報社、1997 年
- 日本経済新聞社編「税をただす なにが活力を奪っているのか」日本経済新聞社、2002 年
- 日本ビジネス開発「規制緩和とビジネス白書 2000/2001 年版」、2001 年
- 21 世紀の関西を考える会「21 世紀の関西のグランドデザイン 関西の自立と繁栄にむけて」、2000 年

平成 14 年度 民主導経済改革委員会 活動状況

(役職等は当時のもの)

平成 14 年

- 6 月 19 日 正副委員長会議
「本年度の活動方針 (案) について」
- 7 月 23 日 講演会・正副委員長会議
「官主導経済から民主導型経済へ」
ゲスト：跡田 直澄 氏 (慶応義塾大学 商学部教授)
- 8 月 1 日 個人金融資産活性化委員会との合同懇談会
「個人金融資産活性化への課題～経済構造改革の視点から～」
ゲスト：柿本 寿明 氏 (日本総合研究所 理事長)
- 10 月 10 日 講演会・正副委員長会議
「わが社の経営理念と規制改革～航空市場の可能性への挑戦～」
ゲスト：井手 隆司 氏 (スカイマークエアラインズ 社長)
- 12 月 9 日 講演会・正副委員長会議
「日本経済再生に向けた経済政策のあり方
～デフレ克服と不良債権処理問題～」
ゲスト：植草 一秀 氏 (野村総合研究所 主席エコノミスト)
- 12 月 20 日 講演会・正副委員長会議
「総合的デフレ対策と金融・産業の再生」
ゲスト：岩田 規久男 氏 (学習院大学 経済学部教授)

平成 15 年

- 2 月 3 日 講演会・正副委員長会議
「日本経済の危機打開策と政治のリーダーシップ」
ゲスト：滝田 洋一 氏 (日本経済新聞社 経済部編集委員)
- 2 月 12 日 スタッフ会
「提言骨子 (案) について」
- 2 月 17 日 正副委員長会議
「提言骨子 (案) について」
- 2 月 19 日 常任幹事会にて提言骨子 (案) を審議
- 3 月 13 日 正副委員長会議
「提言(案)についての最終審議」

- | | |
|----------|--|
| 3 月 26 日 | 常任幹事会・幹事会にて提言(案)を審議
「民による日本の再生をめざして
～日本型社会主義の一掃なくして未来はない～」 |
|----------|--|

- | | |
|----------|---|
| 3 月 28 日 | 提言
「「民による日本の再生をめざして
～日本型社会主義の一掃なくして未来はない～」を記者発表 |
|----------|---|

平成 14 年度 民主導経済改革委員会 名簿

(敬称略)

委員長	村尾 弘毅	三信	社長
副委員長	上野 至大	西日本電信電話	社長
	伊藤 貞男	京阪電気鉄道	副会長
	井澤 武尚	井澤金属	社長
	坂田 正行	西日本旅客鉄道	専務執行役員
	丸山 功	電 通	常務関西支社長
	山本 絹子	パソナ	常務執行役員
	森元 淳平	大林組	専務
	佐々木 宏樹	パトライト	会長
	齋藤 績	関電興業	常務
	大島 俊保	日本総合研究所	調査部関西経済研究センター所長
	山岡 喜紹	日本アイ・ビー・エム	理事・関西地区担当
	速水 宣二	はや	社長
	岩堀 雅彦	中央青山監査法人	代表社員(パートナー)
	福本 康蔵	UFJ銀行	企画部部長
スタッフ	廣瀬 輝和	UFJ銀行	企画部調査役
	佐々木 雅也	UFJ総合研究所	調査部研究員
	富森 浩治	西日本電信電話	総務部企画担当部長
	甲斐 純三	京阪電気鉄道	総務部参与
	須貝 祐輔	井澤金属	総務部部長補佐
	平野 剛	西日本旅客鉄道	総合企画本部
	徳永 真一郎	電通	プロジェクト開発室プロジェクト1部部長
	栗本 裕司	パソナキャリアアセット	執行役員西日本担当大阪支店長
	水落 和則	大林組	統括部長
	川勝 俊一	パトライト	社長
	山口 博康	関電興業	企画開発室リーダー
	小沢 康英	日本総合研究所	調査部関西研究センター主任研究員
	一木 計男	日本アイ・ビー・エム	関西地区プロジェクト担当部長
	西濱 英明	はや	常務
	山添 清昭	中央青山監査法人	マネージャー・公認会計士
代表幹事スタッフ	藤原 崇	西日本電信電話	総務部企画担当主査
	村田 省三	アートコーポレーション	専務
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
	梅名 義昭	関西経済同友会	企画調査部部長
	小谷 美貴	関西経済同友会	企画調査部